

公益財団法人産業医学振興財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人産業医学振興財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 本財団は、公衆衛生の重要な分野である労働衛生の水準の向上を図るため、産業医学の振興及び実践に関する事業を行い、労働者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 産業医科大学の運営に対する助成
 - 二 産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営
 - 三 産業医学に関する情報の収集、分析、評価及び提供
 - 四 産業医学に関する図書が発行
 - 五 産業医等の能力の向上を図る研修に対する助成及び実施
 - 六 産業医学に関する調査、研究の促進
 - 七 その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行う。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種類)

第6条 本財団の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の3種類とする。

- 2 基本財産は、理事会及び評議員会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第172条第2項に規定する本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。
- 3 基本財産以外の財産であって、理事会及び評議員会の決議により、用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産とする。
- 4 基本財産及び特定資産以外の財産は、その他の財産とする。
- 5 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産の取扱いについては、その半額以上をを第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(基本財産及び特定資産の維持及び処分)

第7条 基本財産及び特定資産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産及び特定資産の一部を処分しようとするとき並びに基本財産及び特定資産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 本財団の財産の管理及び運用は、理事長（第29条第3項に定める理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その取扱いについては、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会において承認を受けるものとする。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録
- 七 キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 会計監査報告
- 三 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 四 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 五 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受)

第11条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経るものとする。

2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の決議を経るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第13条 本財団は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金の取扱については、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第14条 本財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 本財団の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の権限）

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第 20 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を有する。

（評議員の報酬等）

第 18 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員会

（構成）

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任及び解任
- 二 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任

- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- 四 定款の変更
- 五 事業計画及び収支予算
- 六 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書
- 七 残余財産の処分
- 八 基本財産及び特定資産の処分又は除外の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をする。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 評議員の解任
 - 二 監事の解任
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 定款の変更
 - 五 基本財産及び特定資産の処分、譲受又は除外の承認
 - 六 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - 七 その他法令及びこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名がこれに記名押印する。

第 5 章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第 29 条 本財団に、次の役員を置く。

一 理事 5 名以上 10 名以内

二 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 前項の代表理事をもって理事長とする。

4 本財団に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 30 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と認定法施行令第 4 条で定める特別の関係にある者を含む。)である理事の合計が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事の職務の執行を監査

し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 その他監事の職務、権限等については、法令の定めるところによる。

(会計監査人の職務及び権限)

第33条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本財団の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第36条 理事及び監事には、評議員会の決議により報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。
- 4 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除及び限定)

第37条 本財団は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第38条 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

- 第39条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、次の職務を行う。
- 一 本財団の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第40条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定例理事会は、事業年度ごとに5月又は6月及び3月の2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- 一 理事長が必要と認めたとき
 - 二 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に開催の請求があったとき
 - 三 監事から法人法第101条第2項の規定に基づく開催の請求があったとき

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

- 第42条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第44条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、定款に規定するものを除き、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 本財団が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において決議に加わることができる理事の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印する。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長及び重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第15条についても適用する。

(合併等)

第50条 本財団が合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をする場合には、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(解散)

第51条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能そ

の他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅した場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第54条 本財団の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (平成24年4月1日 定款1号)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
埋忠 洋一
清水 英佑
高田 勲
露木 保
羽生田 俊
北條 稔
松尾 弘一
- 4 本財団の最初の代表理事は、櫻井 治彦とする。
- 5 本財団の最初の会計監査人は、関口 宏明とする。

附 則 (平成25年11月5日 定款1号)

この定款は、平成25年11月5日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日 定款1号)

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。